

先の平成 24 年 2 月県議会定例会で審議され、議決されました、「会第 4 号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」ならびに「会第 5 号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、異議がありますため、本日、県議会臨時会を招集し、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付するものでございます。その理由についてご説明いたします。

両条例案は、地域手当について、東京都特別区に適用される支給割合 18%を 17%に、滋賀県に適用される支給割合 7%を 5.7%に改めるなどするものでございます。

平成 24 年 3 月 14 日の人事委員会委員長からの意見では、現行の条例の規定による支給割合は適当であるとされており、それゆえ今回の改正は適切でないと考えております。

また、今回の改正は、職員団体との話し合いが行われていないものでありまして、今後の安定した労使関係の確保、職員の士気の維持などについて懸念されており、適切でないものと考えております。

141 万県民のための県政を預かる知事といたしましては、県民の皆さんが望む、今の時代にふさわしい、より良い県政を維持発展させることが私の責務であります。

福祉や教育の分野では、ソフト事業やソフトな政策がますます重要になってきており、行政サービスの質の向上、意欲と能力をもった人材確保が一層求められております。

また、職員は、造林公社の多額の債務問題、RD 処分場問題など、滋賀県政にとって長年の懸案解決に力を尽くしてくれました。新駅や大型ダムなどの大型公共事業の見直しなど、行財政改革に取り組み、大幅な歳出カットにも、専門性を発揮し、誠実に取り組んできております。

しかしながら、なお、一層の行財政改革をすすめなければなりません。

行政サービスの質の向上、行財政改革の一層の推進のためには、知事と職員との

信頼関係を欠かすことができません。

こうしたことから、今回の改正の職員団体との話し合いを経ていない勤務条件の変更には、異議があるところでございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。